

建築物や工作物の解体・改修工事を行う際の主な手続き等

着手する前に行うこと

◎有資格者等による石綿(アスベスト)の有無の事前調査

- ☐ 石綿の有無の事前調査の実施・記録・保存
- ☐ 事前調査結果の報告(着手前まで)
(石綿事前調査結果報告システムでの報告)

◎作業計画の策定(石綿あり)

- ☐ 解体作業等の作業計画書の作成

◎元請業者から下請負人への説明

- ☐ 下請負人への説明(石綿の除去等作業の方法等)

【レベル1, 2の石綿(吹付け石綿、断熱材等)が確認された場合】

- ☐ 特定粉じん排出等作業実施届出(作業実施の14日前まで)

◎建設リサイクルに関する手続(建設リサイクル法施行令第2条に該当する工事が対象)

- ☐ 事前届出(建設リサイクル法第10条)

◎建築基準法に関する手続(床面積が10㎡を超える工事のみ対象・工作物は対象外)

- ☐ 建築工事届または建築物除却届(建築基準法第15条)

調査結果は発注者への
書面報告が義務付けられています

- ☐ 発注者への報告・記録の保管

調査結果(石綿の有無)の現場への
掲示・備え付けが義務付けられています

- ☐ 現場への掲示
- ☐ 現場への備え付け

作業中に行うこと

◎作業基準の順守

- ☐ 特定粉じん排出等作業に係る規制基準の順守
- ☐ 作業の実施状況の記録・保存
- ☐ 作業に関する掲示(解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して掲示する)

◎分別解体等の実施



解体工事完了後に行うこと

◎有資格者等による作業完了の確認 (取り残しの有無等の確認)

◎作業の記録・保存

発注者への作業結果の書面報告が義務
付けられています

◎廃棄物の適正処理

- ☐ 工事に伴って生じる石綿含有建材を含む廃棄物は、
元請業者が廃棄物処理法に基づき適正に処理すること

- ☐ 発注者への報告・記録の保管

解体作業時等の届出、作業基準等の詳細については、環境省ホームページに掲載している「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」をご覧ください。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

石綿(アスベスト)の有無の 事前調査の実施 及び 結果の報告は 施工業者(元請業者)に義務付けられて います！

○着工時期、規模にかかわらず建築物・工作物の
解体・改修工事を行う際は石綿の有無について
事前調査を行う必要があります。

○一定規模以上の建築物・工作物の解体・改修工
事について、石綿の有無にかかわらず事前調査
結果を元請業者が労働基準監督署及び自治体に
報告することが義務付けられています。

○報告対象工事であるにもかかわらず報告を行わ
ずに解体・改修工事を行った場合、労働安全衛
生法(石綿障害予防規則)及び大気汚染防止法
に基づく罰則が科せられる場合があります。



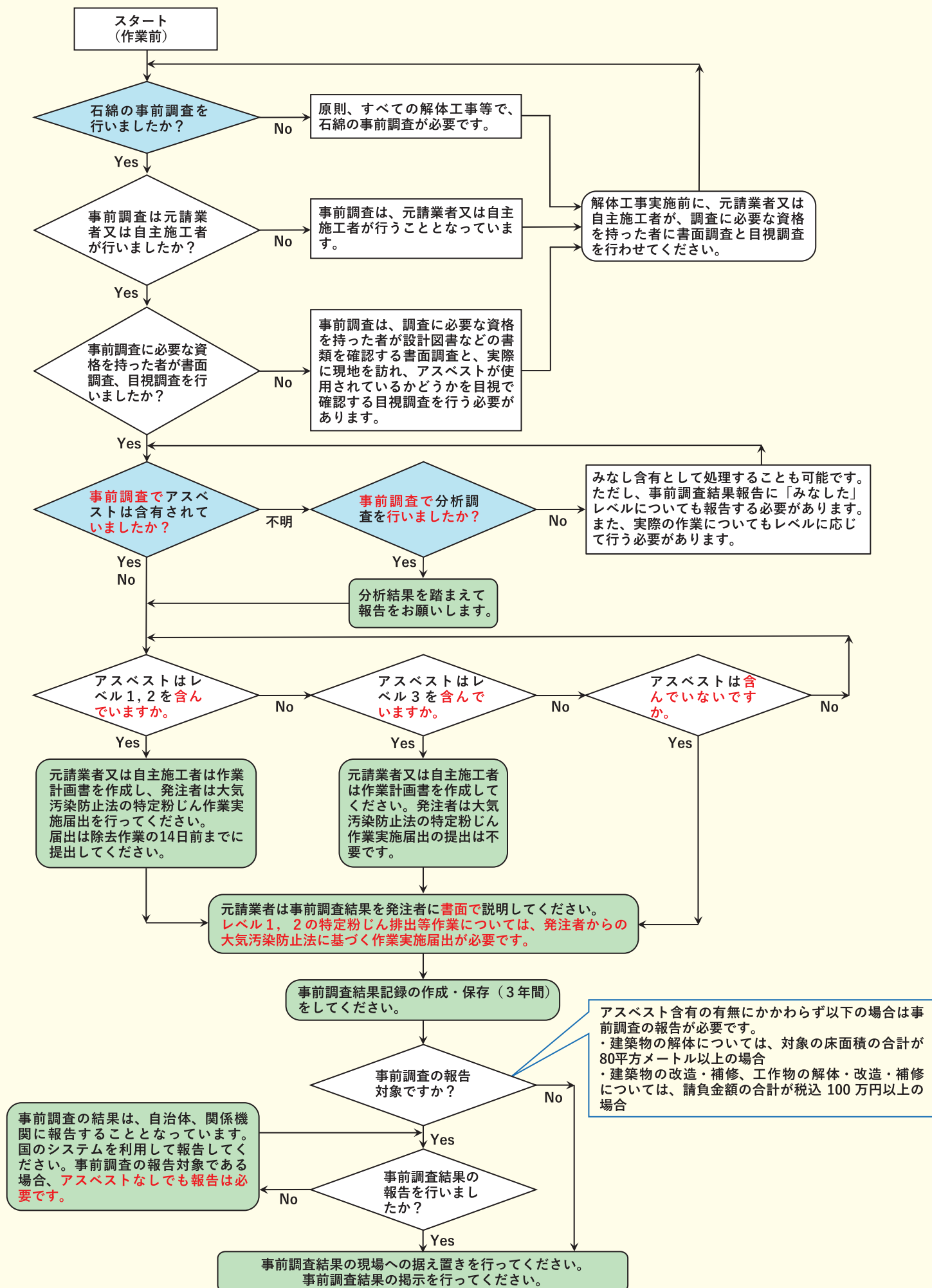
事前調査結果の報告先はこちら(石綿事前調査結果報告システム)
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>
本システムでは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気
汚染防止法の報告がオンラインで行えます。

千葉県環境生活部大気保全課大気規制班

TEL 043-223-3804

FAX 043-224-0949

解体等工事に係るフローチャート（石綿関係）



事前調査には資格が必要です。

令和5年10月1日以降着工の工事から、建築物の解体・改修工事を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」、又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行う必要があります。

また、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体・改修工事を行うときは資格者（工作物石綿事前調査者）による事前調査を行う必要があります。

石綿事前調査を行える者

○ 建築物

建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者が行います。

詳細は以下の厚生労働省のHPをチェックしてください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator/>

○ 工作物

工作物石綿事前調査者講習の修了者等が行います。

詳細は以下の厚生労働省のHPをチェックしてください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures>

問合せ先・ホームページ

○大気汚染防止法について

千葉県環境生活部大気保全課大気規制班

043-223-3804

又は各地域振興事務所地域環境保全課

「石綿事前調査結果の報告について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/ishiwata-houkoku.html>

○建設リサイクル法について

千葉県県土整備部技術管理課

043-223-3440

又は各土木事務所、特定行政庁、限定特定行政庁

「建設リサイクル法について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/index.html>

○建築基準法について

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

又は各土木事務所、特定行政庁、限定特定行政庁

「建築工事届、建築物除却届について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/koujitodoke.html>

「石綿総合情報ポータルサイト」はこちら
(厚生労働省) <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>